

C'BON

To create and produce the beauty

証券コード 4926

第57期定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催
場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファ
レンスセンター ROOM A・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対するストック・
オプション報酬額及び内容
決定の件
第6号議案 スtock・オプションとし
て新株予約権を発行する件

- ・本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会等はありません。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について、5ページに記載しております。
- 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社シーボン



企業理念

美を創造し、演出する



Home
Care

ホームケア

+

Salon
Care

サロンケア



私たちシーボンは、製販一体の化粧品会社として、1966年に誕生しました。

「お客様の肌に最後まで責任を持つ。」

その思いから導き出した美肌への回答が、

「ホームケア+サロンケア」という独自のビューティシステムです。

高機能な化粧品（ホームケア）と、

プロによる定期的なアフターサービス（サロンケア）で素肌力を高めていく…。

私たちは、お客様のなりたい肌へ寄り添い、お客様の毎日と人生をも輝かせられるよう

ともに歩み続けてまいります。

目次

私たちシーボンの事業内容

- 招集ご通知
第57期定時株主総会招集ご通知…………… 3

- 株主総会参考書類
第1号議案 定款一部変更の件…………… 8
第2号議案 取締役6名選任の件…………… 9
第3号議案 監査役1名選任の件…………… 15
第4号議案 補欠監査役1名選任の件…………… 16
第5号議案 取締役に対するストック・オプション
報酬額及び内容決定の件…………… 18
第6号議案 スtock・オプションとして
新株予約権を発行する件…………… 21

- (提供書面)
- 事業報告…………… 25
- 連結計算書類…………… 44
- 計算書類…………… 47
- 監査報告…………… 50

株主各位

証券コード：4926

2022年6月10日

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長 崎山 一弘
執行役員

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

なお、本総会の議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」を検討のうえ、6ページの「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B
（末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
第6号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件 |

4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

<株主様へご案内> 必ずお読みください

- ◎本株主総会におけるお土産の配付・株主懇談会等はございません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止対応>

- ◎株主様のためのアルコール消毒液を配備します。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ご出席の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただいたり、検温をお願いしたりする場合がございます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。また本株主総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ◎ご出席の株主様には、本株主総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、上記対応を更新する場合があります。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶ <https://www.cbon.co.jp/company/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 株

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

秘密コード XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

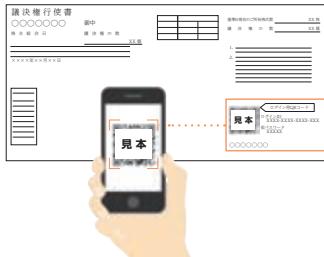
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(参考書類等のインターネット開示) <u>第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除) (電子提供措置等) <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
(新設)	(電子提供措置等) <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
附 則 (新設)	附 則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第4条 変更前定款第18条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いぬづか まさひろ 犬塚 雅大	代表取締役会長	18/18回 (100%)	再任
2	さきやま かずひろ 崎山 一弘	代表取締役社長 執行役員	18/18回 (100%)	再任
3	すがわら けいこ 菅原 桂子	取締役 執行役員 事業本部 責任者	14/14回 (100%)	再任
4	たき あやえ 瀧 礼江	取締役 執行役員 管理本部 責任者	14/14回 (100%)	再任
5	いわ た いさお 岩田 功	社外取締役	14/14回 (100%)	再任 社外 独立
6	くろ き しょうこ 黒木 彰子	社外取締役	14/14回 (100%)	再任 社外 独立

(注) 菅原桂子氏、瀧礼江氏、岩田功氏及び黒木彰子氏の出席状況については、2021年6月25日就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1** いぬ づか **犬塚** まさ ひろ **雅大** (1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

1978年 4月	当社入社	2005年12月	当社代表取締役会長
1978年 9月	当社美容部長	2019年 4月	当社代表取締役会長兼執行役員
1981年 9月	当社取締役営業部長	2019年 6月	当社代表取締役会長兼社長 執行役員
1984年 9月	当社取締役副社長	2021年 4月	当社代表取締役会長 (現任)
1986年 7月	当社代表取締役社長		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** さき やま **崎山** かず ひろ **一弘** (1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

1985年 4月	当社入社	2013年 6月	当社執行役員
1985年 8月	(株)チサンレストラン 入社	2018年 6月	当社取締役兼 執行役員 営業本部担当
1990年 1月	当社入社	2020年 1月	当社専務取締役 執行役員
2003年 2月	当社執行役員 営業本部直販営業部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 執行役員 (現任)
2005年 6月	当社取締役 営業本部 直販営業部担当		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、シーボンの事業全体を強力なリーダーシップをもって牽引してきたことから、今後もその豊富な経験と能力を活かし、当社を牽引し事業をさらに発展させることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** ^{すが わら} 菅原 ^{けい こ} 桂子 (1971年9月21日生) 所有する当社の株式数 …………… 11,320株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1993年 1月	当社入社	2016年 1月	当社直販営業部 執行役員
2002年 7月	当社第4エリア エリア長	2020年 1月	当社事業本部 執行役員
2015年 4月	当社直販営業部 営業部長	2021年 6月	当社取締役 執行役員 事業本部 責任者 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、直営店舗の営業に従事し、直営事業の牽引及び美容社員の教育体制強化を推進すると共に、既存のやり方にとらわれない新しい施策やアイデアで、組織力を強化してまいりました。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** ^{たき} 瀧 ^{あや え} 礼江 (1973年10月30日生) 所有する当社の株式数 …………… 120株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月	センチュリー・リーシング・システム(株) (現 東京センチュリー(株)) 入社	2008年 8月	(株) 探 入社
2001年 9月	CFJ(株)入社	2014年12月	当社入社
2006年 1月	ユナイテッド投信投資顧問(株) (現 あいグローバル・アセット・ マネジメント(株)) 入社	2019年 4月	当社管理本部 人事部 部長
		2020年 1月	当社企画本部 執行役員
		2021年 4月	当社管理本部 執行役員
		2021年 6月	当社取締役 執行役員 管理本部 責任者 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

他社における豊富な実務経験に基づき、入社以来、人事業務に従事し、人事制度及び評価制度の構築、給与制度の改正、女性活躍推進施策の推進と共に、組織の活性化、業務の効率化を図ってまいりました。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** ^{いわ た} 岩田 ^{いさお} 功 (1959年3月14日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	(株)三陽商会 入社	2017年 1月	同社代表取締役社長 兼 社長
2013年 3月	同社取締役 執行役員		執行役員
2014年 4月	同社取締役 常務執行役員	2020年 1月	同社取締役
		2021年 6月	当社社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

「モノづくり」に対する造詣が深く、経営企画部門を中心に、新規事業の立ち上げ及び運営のほか、海外子会社役員等の実績があり、豊富な経営経験を当社の経営に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6** ^{くろ き} 黒木 ^{しょう こ} 彰子 (1963年5月26日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行	2010年 4月	地方公務員共済組合連合会 資金運用委員会 委員
1989年 1月	ワイアット(株)(現 タワーズワトソン(株)) 入社	2017年 2月	(株)ジャステック 取締役 執行役員 総務経理本部本部長
1996年10月	富士通(株) 入社	2019年 6月	アイエックス・ナレッジ(株) 社外取締役 (現任)
2005年10月	グローバル・イノベーション・パートナーズ(株) 監査役	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
		2022年 4月	学校法人帝京大学経済学部 教授 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

アイエックス・ナレッジ(株) 社外取締役
学校法人帝京大学経済学部 教授

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験とコーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的知識を有していることから、豊富な経営経験と知識を当社の経営に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2022年3月31日現在の状況であります。
- 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 - 岩田功氏及び黒木彰子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。
 - 岩田功氏及び黒木彰子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
 - 社外取締役候補者としての独立性につきましては、以下のとおりであります。
 - 社外取締役候補者はいずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
 - 社外取締役候補者はいずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
 - 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
 - 社外取締役候補者はいずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
 - 当社は、岩田功氏及び黒木彰子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役役に就任した場合、各候補者は、役員等賠償責任保険の被保険者となります。なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者及び執行役員スキルマトリックス

氏名	役職名	企業経営	ガバナンス リスクマネジメント	財務 会計	営業 マーケティング	製造 品質	人事 労務	グローバル
犬塚 雅大	代表取締役会長	○	○		○			
崎山 一弘	代表取締役社長 執行役員	○	○		○			
菅原 桂子	取締役 執行役員 事業本部 責任者	○			○	○		
瀧 礼江	取締役 執行役員 管理本部 責任者	○	○				○	
岩田 功	取締役 (社外)	○	○	○				○
黒木 彰子	取締役 (社外)	○	○	○			○	○
堀住 輝男	執行役員 商品開発本部 責任者				○	○		
松本 裕右	執行役員 管理本部 管掌役員	○		○				

経営をモニタリングするため「企業経営」「ガバナンス・リスクマネジメント」「財務・会計」のスキルをもつ取締役が必要であると認識しております。また、サロン事業の成長のための「営業・マーケティング」、顧客ニーズを反映した高品質な商品づくりのための「製造・品質」、ESとCSを実現するための「人事・労務」、そして成長分野である海外事業の展開を推進していくための「グローバル」のスキルを組み入れ、以上7項目を当社の取締役に必要とされるスキルセットとして策定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名のうち、中沢ひろみ氏が辞任により退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者は、監査役 中沢ひろみ氏の補欠ではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

は せ が わ ひろし
長谷川 浩

(1962年11月24日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位

1985年 4月 当社入社
2003年 4月 当社管理部 部長
2005年 7月 当社取締役

2007年 7月 当社管理部
2008年12月 当社生産本部
2021年12月 当社社長室 内部監査課（現任）
（就任するまでに退職予定）

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者とした理由

当社上場準備に深くかかわっており、当社の経営に関する認識が深く、また、社内の人望も厚いことから、監査役としての経験・スキルは十分に兼ね備えていると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2022年3月31日現在の状況であります。
2. 当社は、保険会社との間で、当社の監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。当該候補者が監査役に就任した場合、当該候補者は、役員等賠償責任保険の被保険者となります。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。本決議の効力は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなり、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かわぐち
川口

りょうこ
綾子

(1980年8月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位

2008年12月 弁護士 登録

九段綜合法律事務所 入所

2016年 9月 ノーサイド法律事務所 入所

2021年 6月 atama plus株式会社 監査役

2022年 4月 同社 常勤監査役（現任）

2022年 5月 ひふみ総合法律事務所 入所（現任）

▶ 重要な兼職の状況

atama plus株式会社 常勤監査役

ひふみ綜合法律事務所

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場からの視点を監査に反映させられるものと考え、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2022年3月31日現在の状況であります。
2. 川口綾子氏の戸籍上の氏名は土屋綾子であります。
3. 川口綾子氏は、補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 川口綾子氏が社外監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受

けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。当該候補者が監査役に就任した場合、当該候補者は、役員等賠償責任保険の被保険者となります。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、1999年6月開催の第34期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨、また別枠で、2010年6月開催の第45期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を付与する旨をご承認いただき、今日に至っております。

今般、2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、改めて、当該別枠部分である当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を付与すること及びその具体的な内容について、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本総会終結の時をもって対象となる当社取締役（社外取締役を除く）の員数は3名となります。

本議案は、当社の取締役に対し、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的としており、事業報告38～39ページ記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであることから、その内容は相当なものであると考えております。

1. 新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。）を上限とする。

但し、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。但し、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過する日の翌日から10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時においても、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利を行使することができる。
- ii 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
- iii その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会の決議により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ii 新株予約権者が、当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。但し、任期満了による退任又は定年退職による場合を除く。
- iii 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合、その保有する未行使の新株予約権全部について無償で取得することができる。

iv 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合には、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて取得することができる。

(9) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(10) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、以下の要領にて当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び、募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと本株主総会終結の時をもって対象となる当社取締役（社外取締役を除く）の員数は3名となります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

1. 取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の取締役及び従業員に対し、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式20,000株（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。）を上限とする。
但し、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行う。
 - (2) 新株予約権の数
新株予約権の数は200個を上限とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額
金銭の払込を要しないものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することに

より交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は資本金の額の減少等のために行使価額の調整を必要とする場合は、取締役会において行使価額の調整を適切に行うものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過する日の翌日から2年を経過する日までの期間。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時においても、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の日から4年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利を行使することができる。
 - ii 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
 - iii その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会の決議により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ii 新株予約権者が、当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。但し、任期満了による退任又は定年退職による場合を除く。
 - iii 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合、その保有する未行使の新株予約権全部について無償で取得することができる。
 - iv 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合には、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて取得することができる。
- (10) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（１）に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、（４）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（６）に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
上記（９）に準じて決定する。

(11) 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、これを発行しない。

(12) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

● 経済状況

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における日本国内の経済環境は、一時的に新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少した期間もあり、多くの制約を受けてきた対面型サービス等で一定程度の回復が見られたものの、度重なる変異株の出現による感染拡大の慢性化、長期的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、経済活動は大きく制限を受けました。今後、規制の解除や消費者の感染拡大慢性化に対する適応により、多少の持ち直しが見込まれるものの、感染者数は高水準で維持される可能性もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当社グループの主力事業である直営店舗事業が対面・接触型のサービスという特性のため、年度を通して新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等の影響を大きく受け、不安定な状況が続きましたが、2020年からスタートした中期経営計画の2カ年目として、「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」「高機能製品の創出」「コスト合理化による財務基盤の強化」の3つの重点課題に引き続き取り組み、収益性・生産性の向上に努めてまいりました。

また、顧客が感じる当社の付加価値をさらに高めるため、既存事業における新たな価値の創出に向け、組織のシームレス化及び機動力の強化を図っております。

当期の主な新製品

4月



4月 2021 FWセット

5月



6月 シーボン プライトパール UV プロテクター

6月



6月 シーボン コンセントレート プラス ティー・クイノンフォームP (アルメリアの香り)

7月



6月 ベラー リバートリートメント スムースライト
ベラー リバーションアース スムースライト
ベラー リバーションアース シルキーモイスト
ベラー リバートリートメント シルキーモイスト

8月

9月



9月 シーボン コンセントレート プラス ティー・クイノンフォームN (ネロリの香り)

● 当期の業績

この結果、前年同期は4～5月に全店臨時休業を実施した期間ではありますが、前年同期と比べ新規来店数は135.4%、既存顧客の継続数^{*1}は104.9%となり、直営店舗における売上高は8,413,709千円となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、直営店舗における売上高に関しましては、前年同期との比較はしていません。

当連結会計年度における連結売上高は9,153,473千円となりました。利益面におきましては、営業利益は193,706千円（前年同期は営業損失903,749千円）となり、雇用調整助成金82,636千円を含む営業外損益107,593千円を計上したこと、経常利益は301,299千円（前年同期は経常損失509,815千円）となりました。また、店舗物件の退店に関わる受取補償金を含む特別利益258,249千円を計上し、本社機能の移転により売却予定になったことによるシーボン・パピリオン（メインオフィス）の減損損失及び、六本木本社ビル建替えに伴う退店などの支払補償費を含む特別損失454,641千円を計上したこと、親会社株主に帰属する当期純利益は44,872千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失621,872千円）となりました。

● 主な取り組み

重点課題①「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」

様々な顧客層にアプローチすべく、集客チャネルの拡大と集客基盤の強化を目的に、従前から実施しているイベントでの肌チェックやサンプリング等の対面での集客活動に加え、SNSや美容情報サイト等のWEBを利用した非対面での集客活動も積極的に取り入れてまいりました。集客活動の柱である対面でのイベント集客活動が、緊急事態宣言等の行動制限の発出により、活動が制限される厳しい状況ではありましたが、新たな集客チャネルによる誘客に注力したこと、新規顧客の来店数は前年同期と比べ35.4%増と大幅に増加いたしました。なお、WEBを利用した集客活動による新規来店数の割合は、前年同期において7.2%であったのに対して、当連結会計年度では18.4%と大幅に伸張いたしました。

10月

11月

12月

1月

2月

3月



9月 フェイシャルリスト
FPプログラム14a



10月 シーボン AC エッセンスローション
シーボン AC パイダルセラMa
シーボン AC モイスチャークリームa



1月 シーボンマイナス エモリエントローション
3月 シーボンマイナス モイストリペアクリーム
シーボンマイナス モイストリフトセラム



3月 XYC (クロスワイシー)
モイストクレンジングマセ

また、公式HP及び公式通販サイトにおける製品レビューコンテンツ「FACIALIST REVIEW」^{*2}の導入や、日頃から当社をご愛顧くださっているお客様の中から公式アンバサダーを選定するなど、当社スタッフだけでなく、お客様からも当社の製品やサービスの魅力を発信することで、新規顧客との接点拡大のほか、製品購入時のアドバイス機能として、既存顧客に対する利便性向上の一助となっております。

重点課題②「高機能製品の創出」

研究開発活動においては、皮膚科学研究に基づいた独自原料開発やその有効性の解明、また、お客様がサロンで過ごす時間をより豊かなものにするため、当社サロン施術のエビデンスの収集等、外部研究機関との連携に加え、社内研究体制の強化により、製品・サービスの価値向上を図ってまいりました。

当期は、当社サロン施術の効果を脳科学的、皮膚科学的に解明した成果を用いて開発に至った当社独自原料を、多くの製品に応用展開いたしました。得られた研究成果、技術は、当社サロン製品だけでなく、OEM、ODM受託製品への展開を進めております。

<2022年3月期の主な研究発表>

①UVAがもたらす新たな肌ダメージを解明。SASP関連因子の分泌によって肌細胞が老化誘導される可能性を確認。

(2021年6月日本化粧品学会 早稲田大学との共同研究)

②「美容鍼」と「顔面部の経穴(ツボ)への圧刺激によるフェイシャルケア」の継続的介入が及ぼす効果の違いを発見。

(2021年11月日本未病学会 明治国際医療大学との受託研究)

③「コリアンダー果実米麹発酵液」の開発と多岐にわたる肌への有効性を確認。

(2022年3月日本農芸化学会 株式会社永廣堂本店との共同研究)

重点課題③「コスト合理化による財務基盤の強化」

2020年より推進する不採算店舗の統廃合や縮小移転等による人員の適正配置を進めてまいりました。結果として、直営店舗の生産性^{*3}は前年同期比112.6%と大きく向上し、利益率は大幅に改善いたしました。また、竣工より49年が経過している六本木本社ビルを、耐震及び老朽化への対応のため、建替えを決定いたしました。新たに建設する六本木本社ビルにおきましては、当社ブランドのフラッグシップ店と位置付け、シーボンブランドの認知度向上、ブランド力強化に取り組んでまいります。竣工後は、強い本社組織の構築や、収益性の強化等の観点から、本社機能を六本木本社ビルへ移転することを予定しております。

加えて、六本木本社ビルの竣工前ではありますが、営業活動の強化と本社組織のシームレス化を推進するため、本社機能を川崎市から港区北青山へ移転し、これを契機に、本社機能の維持等に係る費用の見直しの検討を行ってまいりました。本社機能を有していた「シーボンパビリオン(メインオフィス)」を国内法人へ譲渡し、一層の財務基盤の強化を加速しております。

※1 継続数：1ヵ月に1回以上来店のあるお客様ののべ人数

※2 FACIALIST REVIEW：2021年12月1日より導入されたフェイシャルリスト(美容部員)による製品レビューコンテンツ。
フェイシャルリストによるオンライン接客の一施策となっており、通販顧客に対する商品提案力を高めております。

※3 生産性：直営店舗の売上高 ÷ 直営店舗の総労働時間

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (2021年3月期)	第57期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	12,541,309	11,101,799	9,101,930	9,153,473
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	301,878	△270,031	△509,815	301,299
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	139,657	△1,070,075	△621,872	44,872
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	33.81	△250.02	△145.27	10.48
総資産 (千円)	11,702,102	10,229,960	9,564,741	9,563,362
純資産 (千円)	9,486,014	8,188,540	7,596,508	6,200,568
1株当たり純資産額 (円)	2,216.46	1,911.83	1,773.54	1,447.45
自己資本比率 (%)	81.0	80.0	79.4	64.8
自己資本当期 純利益率 (R O E) (%)	1.5	△12.1	△7.9	0.7

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (2021年3月期)	第57期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	12,376,054	10,927,962	8,918,470	8,992,180
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	309,829	△266,352	△506,971	309,228
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	146,048	△1,062,201	△618,663	53,315
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	35.36	△248.18	△144.53	12.46
総資産 (千円)	11,700,150	10,220,211	9,556,521	9,570,867
純資産 (千円)	9,516,588	8,228,753	7,639,782	6,245,507
1株当たり純資産額 (円)	2,223.61	1,921.22	1,783.65	1,457.95
自己資本比率 (%)	81.3	80.5	79.9	65.2
自己資本当期 純利益率 (R O E) (%)	1.6	△12.0	△7.2	0.8

(注) 第57期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2021年3月26日)を適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は190,074千円となりました。

その主なものは当社における店舗の統廃合による利益の向上とお客様サービスの充実のため、2店舗を移設したことなどであります。

なお、当連結会計年度における設備の除却損等は15,593千円であり、これは、主に当社の店舗の移設・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

4. 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャフマック	17百万円	100%	醗酵食品の製造・販売
倩朋（上海）化粧品有限公司	80百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売
株式会社クリニメディック	9百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売

6. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

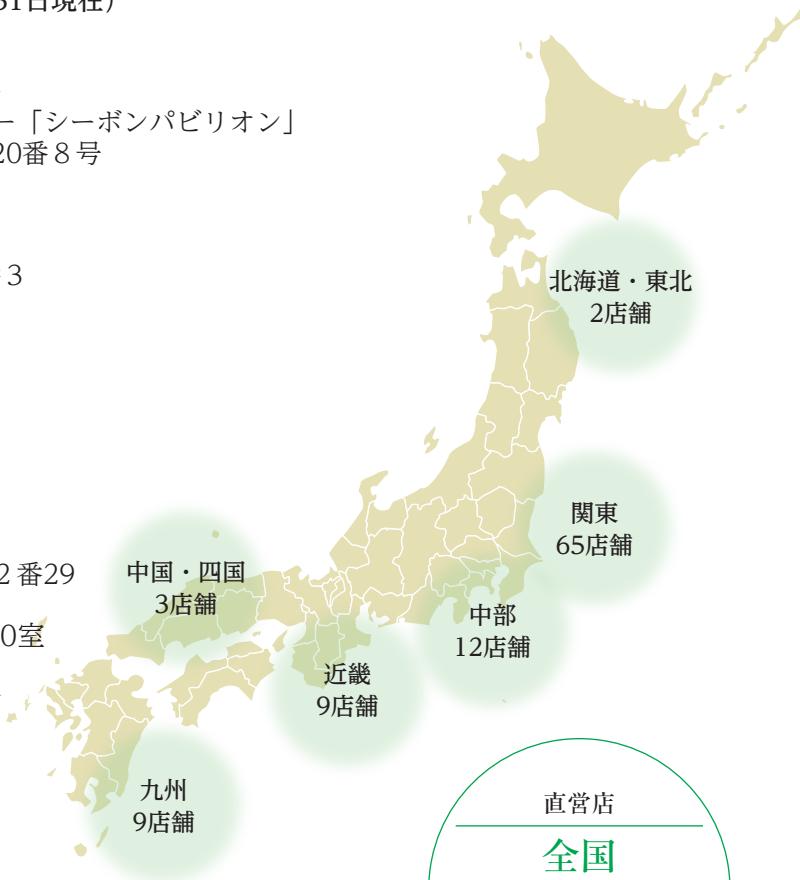
7. 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所

- ①本店
東京都港区六本木七丁目18番12号
- ②メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」
神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号
- ③生産センター
栃木県河内郡上三川町多功2524
- ④研究開発センター
栃木県河内郡上三川町多功2570番3
- ⑤直営店
フェイシャリストサロン 96店舗
ラグジュアリーサロン 1店舗
(C'BON Queen's横浜)
C'BON BeautyOasis 1店舗
C'BON Hair Salon neaf 2店舗

(2) 子会社

- ①株式会社ジャフマック
東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29
- ②倩朋（上海）化粧品有限公司
上海市浦東新区張楊路158号1310室
- ③株式会社クリニメディック
東京都港区六本木七丁目18番12号



直営店

全国
100店舗

(2022年3月31日現在)



生産センター

研究開発センター



8. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の使用人数の状況

部門区分	使用人数（名）		前連結会計年度末比増減（名）	
本 社 部 門	128	(85)	△8	(△6)
直 販 営 業 部 門	658	(174)	△121	(△76)
生 産 部 門	46	(60)	△4	(△5)
そ の 他	3	(8)	△3	(△1)
合 計	835	(327)	△136	(△88)

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

3. 使用人数が前期末と比べて136名（臨時従業員は88名）減少しておりますが、その主な理由は、新規採用を抑制したことによるものであります。

②当社の使用人の状況

	使用人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	68 (15)	43.5	13.6
女 性	764 (304)	37.2	10.9
合計又は平均	832 (319)	37.7	11.1

(注) 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

9. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

11. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、コロナ禍の出口が未だ見通せない状況が続き、消費動向は依然として新型コロナウイルス感染症の感染者数増減や行動制限の発出等に大きく左右されるものと見られ、コロナ禍以前の経済状況への回復までには時間を要するものと見込まれます。

当社グループにおきましては、引き続きお客様とスタッフが安心できる感染対策を継続しつつ、2020年からスタートした中期経営計画のもと、経営資源を必要な場所に効率的に投入することにより、再成長を目指してまいります。

<2023年3月期の取組み>

①「顧客数拡大とお客様第一のサービス提供」

イベントプロモーション*での集客のみならず、SNSや美容情報サイト等を駆使した新たな集客チャネルを開拓し、情報発信を強化したことで、新規顧客数は大きな回復を見せております。2023年3月期は、さらなる新規顧客数拡大のため、新たな顧客層獲得に向けた集客チャネルの開拓と、新規顧客との接点拡大に引き続き注力してまいります。

また、ブランド認知度向上のために、従来から実施しているイベントプロモーションでの集客活動に加え、直営店舗や通信販売、アプリやSNS等、複数チャネル間の連携を強化し、魅力的なコンテンツを発信してまいります。

さらに、リアル店舗と通信販売のシームレス化を加速させ、オンライン、オフラインを問わず、さまざまなチャネルを駆使し、顧客に良質なサービスを提供するための環境を整え、顧客とのつながりをより一層強化してまいります。

②「高機能製品の創出」

研究開発活動においては、他社との差別化、当社の製品・サービスの価値向上のため、皮膚科学研究に基づいた独自原料開発やその機能性の解明、高機能処方の開発と深化等、社内だけではなく外部研究機関との連携を積極的に図ることでさらなる発展を目指します。また、長年行ってきたサロンケアの実績を活かし、当社サロン施術のエビデンスの収集と有効性を解明すると共に、その成果を新たなシーズとしてサービスや製品へ展開するという当社独自の研究開発への取り組みも強化してまいります。

さらに、社内で培った技術力と研究成果を活かし、海外展開やOEM、ODM受託等、新たな取り組みを行ってまいります。

③「コスト合理化による財務基盤の強化」

各事業の「見える化」を実現し、目標達成に向けた効率的な組織体系を構築してまいります。

事業間での意思疎通を迅速かつ活発化し、経営リソースの共有や業務プロセスの合理化を引き続き推進するとともに、本社機能の機動力の強化及び意思決定の迅速化を図ってまいります。

本社機能の移転により、本社機能の維持に関わるコストの見直しのみならず、各事業の「見える化」を実現し、社員のエンゲージメントを高めるべく、働き方の多様化を推進してまいります。また、社

内業務のデジタル化を進めることで、各業務の工程削減を積極的に行ってまいります。

また、六本木本社ビル竣工後には、当社のフラッグシップ店として、当社のものづくりに対するフィロソフィーを発信することで、企業理念である「美を創造し、演出する」を体現し、シーボン.ブランドの認知度向上、ブランド力強化を図ってまいります。

※ イベントプロモーション

：新規顧客獲得のために、サロンにおけるトライアルプランにご予約いただけるように、イベントブース等で簡易の肌チェックを通じてシーボンをご紹介するプロモーション活動

2 会社の現況

1. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,281,200株 |
| (3) 株主数 | 15,708名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	252	5.89
株式会社三菱UFJ銀行	120	2.80
シーボン従業員持株会	115	2.70
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
望月暁一	81	1.90
金子靖代	74	1.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	41	0.96
株式会社オリエントコーポレーション	36	0.84

- (注) 1. 持株数は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（639株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年3月31日現在)

		第2回新株予約権	
発行決議日		2013年7月18日取締役会決議	
新株予約権の数		50個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり207,000円 (1株当たり2,070円)	
権利行使期間		2015年8月1日から2022年7月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	50個 5,000株 1人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

1. 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
2. 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
3. その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	犬塚 雅大	－
代表取締役社長 執行役員	崎山 一弘	－
取締役 執行役員	菅原 桂子	事業本部 責任者
取締役 執行役員	瀧 礼江	管理本部 責任者
取締役	岩田 功	－
取締役	黒木 彰子	アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役
常勤監査役	中沢 ひろみ	日本ピストンリング株式会社 社外取締役
監査役	伊藤 三奈	ベーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問 ZENMONDO株式会社 代表取締役 国際パルプ商事株式会社 社外取締役 監査等委員
監査役	立川 正人	立川公認会計士事務所 所長 リーガレックス合同会社 業務執行社員

- (注) 1. 取締役 岩田功氏及び取締役 黒木彰子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 伊藤三奈氏及び監査役 立川正人氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 中沢ひろみ氏及び監査役 立川正人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
 4. 監査役 伊藤三奈氏は、米国における弁護士 の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的な知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 岩田功氏及び取締役 黒木彰子氏、監査役 伊藤三奈氏及び監査役 立川正人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏名)	(当社における地位及び担当)
堀住 輝 男	執行役員 商品開発本部 責任者
松本 裕 右	執行役員 管理本部 管掌役員

(2) 当事業年度中に退任した取締役・監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
三 上 直 子	2021年6月25日	任期満了	取 締 役
小 原 稔	2021年6月25日	任期満了	取 締 役
小 林 明 彦	2021年6月25日	任期満了	取 締 役 (社外取締役)
門 脇 英 晴	2021年6月25日	任期満了	取 締 役 (社外取締役)
崔 真 淑	2021年6月25日	任期満了	取 締 役 (社外取締役)
辻 さ ち え	2021年6月25日	任期満了	監 査 役 (社外監査役)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役岩田功氏及び取締役黒木彰子氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役伊藤三奈氏及び監査役立川正人氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、監査役及びすべての子会社の全役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、2022年5月26日開催の取締役会にて一部改訂を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬（但し、業績連動報酬及び株式報酬の支給の有無については、個別に取締役会において決定する。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（基本報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の固定報酬（基本報酬）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価し、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結売上高と連結営業利益額が期初業績予算を達成することを条件に、連結営業利益額の1.0%の金額について、役位別の係数で配分することにより決定する。また、現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。但し、業績連動報酬は、業務執行取締役について支給され、非業務執行取締役、社外取締役、監査役には支給されない。

非金銭報酬等は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、新株予約権を無償で発行する。

（新株予約権）

業務執行取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権の付与を行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の業務執行取締役の固定報酬額（基本報酬額）は、役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、担当部門の範囲・規模、役員本人の成果・責任の実態等を考慮して指名報酬委員会で評価後、予め設定された役位別の報酬テーブルの範囲内で、取締役会で決定するものとする。また、現金報酬とし、各月に分割して支払うものとする。

その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申を尊重した上で決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法は、指名報酬委員会にて、毎年期末までに取締役の評価及び行動評価を実施し、取締役会に答申を行うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	89	89	—	—	6
社外取締役	10	10	—	—	5
計	100	100	—	—	11
監査役 (社外監査役を除く)	10	10	—	—	1
社外監査役	7	7	—	—	3
計	17	17	—	—	4

- (注) 1. 取締役の基本報酬には、確定拠出年金の掛金を含めております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 2021年6月25日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、社外取締役3名及び社外監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 黒木彰子氏は、アイエックス・ナレッジ株式会社の社外取締役であります。なお、当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 伊藤三奈氏は、ベーカー&マッケンジー法律事務所の特別顧問、ZENMONDO株式会社の代表取締役及び国際パルプ商事株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と同事務所及び両社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 立川正人氏は、立川公認会計士事務所の所長及びリーガレックス合同会社の業務執行社員であります。なお、当社と両社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	岩 田	功	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として議事運営を采配する主導的な役割を果たしております。
取 締 役	黒 木	彰 子	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。豊富な会社経営の経験と経済分野の知見を活かし、リスクマネジメント・企業価値向上に資する発言を行っております。また、リスクマネジメント委員会の委員長として、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
監 査 役	伊 藤	三 奈	当事業年度に開催された取締役会18回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。国際派弁護士としての専門的見地から、企業価値向上に資する発言等、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監 査 役	立 川	正 人	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年5月12日開催の臨時取締役会において、1株につき10円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2022年6月30日を予定しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,852,086	流動負債	2,843,115
現金及び預金	2,799,747	買掛金	74,833
受取手形及び売掛金	757,148	1年内返済予定の長期借入金	5,800
商品及び製品	399,563	リース債務	3,227
仕掛品	63,745	未払金	716,574
原材料及び貯蔵品	407,351	未払法人税等	73,089
その他	424,749	契約負債	1,513,114
貸倒引当金	△219	資産除去債務	8,791
固定資産	4,711,276	その他	447,683
有形固定資産	3,340,915	固定負債	519,677
建物及び構築物	1,769,511	長期借入金	8,700
機械装置及び運搬具	75,183	リース債務	4,572
工具、器具及び備品	130,590	繰延税金負債	77,257
土地	1,344,827	資産除去債務	304,399
建設仮勘定	20,801	その他	124,749
無形固定資産	75,043	負債合計	3,362,793
投資その他の資産	1,295,317	純資産の部	
投資有価証券	317,108	株主資本	6,041,513
敷金及び保証金	729,862	資本金	483,930
その他	271,346	資本剰余金	367,830
貸倒引当金	△23,000	利益剰余金	5,191,179
資産合計	9,563,362	自己株式	△1,426
		その他の包括利益累計額	154,394
		その他有価証券評価差額金	152,171
		為替換算調整勘定	2,223
		新株予約権	4,660
		純資産合計	6,200,568
		負債純資産合計	9,563,362

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,153,473
売上原価		2,049,674
売上総利益		7,103,798
販売費及び一般管理費		6,910,092
営業利益		193,706
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,515	
受取家賃	17,956	
雇用調整助成金	82,636	
その他	8,702	114,811
営業外費用		
支払利息	358	
社宅等解約損	233	
支払手数料	4,999	
為替差損	1,453	
その他	172	7,217
経常利益		301,299
特別利益		
固定資産売却益	479	
受取補償金	240,323	
その他	17,446	258,249
特別損失		
固定資産除却損	15,593	
固定資産売却損	6,561	
減損損失	288,516	
支払補償費	143,970	454,641
税金等調整前当期純利益		104,906
法人税、住民税及び事業税	60,097	
法人税等調整額	△63	60,034
当期純利益		44,872
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		44,872

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	483,930	367,830	6,554,437	△1,314	7,404,883
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,408,130		△1,408,130
会計方針の変更を反映した 当期首残高	483,930	367,830	5,146,307	△1,314	5,996,753
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			44,872		44,872
自己株式の取得				△111	△111
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	44,872	△111	44,760
2022年3月31日 期末残高	483,930	367,830	5,191,179	△1,426	6,041,513

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整	その他 の利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 期首残高	191,520	△4,555	186,964	4,660	7,596,508
会計方針の変更による 累積的影響額					△1,408,130
会計方針の変更を反映した 当期首残高	191,520	△4,555	186,964	4,660	6,188,378
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					44,872
自己株式の取得					△111
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△39,348	6,778	△32,570		△32,570
当期変動額合計	△39,348	6,778	△32,570	-	12,190
2022年3月31日 期末残高	152,171	2,223	154,394	4,660	6,200,568

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,689,895	流動負債	2,815,776
現金及び預金	2,681,364	買掛金	62,137
売掛金	735,409	リース債務	3,227
商品及び製品	396,736	未払金	714,207
仕掛品	57,776	未払費用	65,097
原材料及び貯蔵品	393,832	未払法人税等	72,575
前払費用	99,369	前受金	202,367
その他	325,419	契約負債	1,513,114
貸倒引当金	△12	資産除去債務	8,791
固定資産	4,880,971	その他	174,255
有形固定資産	3,300,446	固定負債	509,583
建物	1,634,836	繰延税金負債	77,257
構築物	117,586	リース債務	4,572
機械及び装置	55,712	資産除去債務	303,483
車両運搬具	4,244	その他	124,270
工具、器具及び備品	129,220	負債合計	3,325,360
土地	1,338,044	純資産の部	
建設仮勘定	20,801	株主資本	6,088,675
無形固定資産	74,775	資本金	483,930
ソフトウェア	62,361	資本剰余金	367,830
その他	12,413	資本準備金	367,830
投資その他の資産	1,505,750	利益剰余金	5,238,341
投資有価証券	317,108	利益準備金	37,758
関係会社株式	212,587	その他の利益剰余金	5,200,583
長期前払費用	34,502	固定資産圧縮積立金	10,829
敷金及び保証金	727,707	別途積立金	100,000
その他	236,843	繰越利益剰余金	5,089,753
貸倒引当金	△23,000	自己株式	△1,426
資産合計	9,570,867	評価・換算差額等	152,171
		その他有価証券評価差額金	152,171
		新株予約権	4,660
		純資産合計	6,245,507
		負債純資産合計	9,570,867

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上	高価		8,992,180
売上原価			1,939,524
売上総利益			7,052,655
販売費及び一般管理費			6,852,203
営業利益			200,451
営業外収益			
受取利息及び配当金		5,405	
受取家賃		17,956	
雇用調整助成金		82,636	
その他		8,326	114,324
営業外費用			
支払利息		283	
社宅等解約損		233	
支払手数料		4,999	
その他		31	5,547
経常利益			309,228
特別利益			
固定資産売却益		479	
受取補償金		240,323	
その他		17,446	258,249
特別損失			
固定資産除却損		15,593	
固定資産売却損		6,561	
減損損		288,516	
支払補償費		143,970	454,641
税引前当期純利益			112,835
法人税、住民税及び事業税		59,583	
法人税等調整額		△63	59,520
当期純利益			53,315

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2021年4月1日 期首残高	483,930	367,830	367,830	37,758	11,508	100,000	6,443,889	6,593,155	△1,314	7,443,602
会計方針の変更による累積的影響額							△1,408,130	△1,408,130		△1,408,130
会計方針の変更を反映した当期首残高	483,930	367,830	367,830	37,758	11,508	100,000	5,035,759	5,185,025	△1,314	6,035,472
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩し					△678		678	-		-
当期純利益							53,315	53,315		53,315
自己株式の取得									△111	△111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△678	-	53,994	53,315	△111	53,203
2022年3月31日 期末残高	483,930	367,830	367,830	37,758	10,829	100,000	5,089,753	5,238,341	△1,426	6,088,675

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日 期首残高	191,520	191,520	4,660	7,639,782
会計方針の変更による累積的影響額				△1,408,130
会計方針の変更を反映した当期首残高	191,520	191,520	4,660	6,231,652
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純利益				53,315
自己株式の取得				△111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△39,348	△39,348		△39,348
当期変動額合計	△39,348	△39,348	-	13,854
2022年3月31日 期末残高	152,171	152,171	4,660	6,245,507

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社シーボン
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役、内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社シーボン 監査役会

常 勤 監 査 役	中 沢 ひろみ ㊟
監 査 役 (社外監査役)	伊 藤 三 奈 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	立 川 正 人 ㊟

以 上

